

事実上の「インボイス増税、

免税事業者との価格交渉NG!

免税事業者との価格交渉は要注意——。インボイス制度を理由とした免税事業者との取引内容の見直しが違法にあたるケースを、公正取引委員会と4省庁が公表した。制度の導入後は、免税事業者に対する「取引対価の引き下げ交渉」「取引の停止」が独占禁止法や下請法に抵触する可能性が出てきたことになる。インボイス制度についての罰則付きルールが示されたことで、制度導入によって生じる新たな消費税分の「損」は、中小事業者が自腹を切ることで被るしかないのかもしれない。

2023年10月1日から始まる消費税のインボイス制度(適格請求書発給方式)では、インボイス(適格請求書)の保存が消費税の仕入税額控除を受けるための要件となる。そのため、インボイスを発行できない免税事業者は取引市場から排除される可能性が高くなる指摘されてきた。

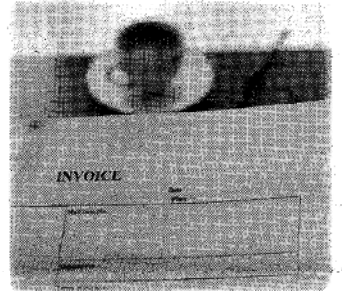
だが、このたび公正取引委員会と、財務省、経済産業省、中小企業庁、国土交通省の4省庁が連名で公表した文書により、インボイス導入によって影響をうけるのは免税事業者だけではなく、発注側の中小事業者にも多大な負担を与えることが明らかになった。

インボイス制度の開始を契機とした免税事業者との取引内容の見直しが違法になるケースとして、文書ではQ&Aのかたちで5つの類型表に分けて明示している。いずれも免税事業者との価格交渉や取引停止について注意を喚起する内容だ。免税事業者との取引の見直しが困難になれば、免税事業者ではなく、発注側が仕入税額控除できなくなる分の「損」を甘受せざるを得なくなる。仕入税額とし

下請業者への「違法な交渉」5類型

て控除されなくなる分のコスト転嫁もままならず、免税事業者と取引関係のある多くの中小事業者にとっては事実上の消費税増税となりそうだ。発表によれば、インボイスを契機とする取引条件の変更は「独占禁止法や下請法などの規制対象になる可能性がある」という。小規模な免税事業者と発注側とは「情報量や交渉力の面で格差があり、取

引条件が(免税事業者側にとつて)一方的に不利になりやすい」として、発注側の事業者による「優越的地位の濫用」にあたるとの見解を示した。独禁法では、取引上の優先



が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受けざるを得ない場合」には、優越的地位の濫用にあたり違法となる可能性がある」と釘を刺している。過去には原材料の価格高騰を理由に単価の引き上げを求めた下請業者に対し、十分な協議を経ずに単価を据え置いたケースが下請法違反として摘発されている。

仕入税額控除が受けられない分の補てんを目的として、免税事業者に協賛金や販売促進費といった名目で金銭を求める行為も、合理的な理由がない場合には違法となる。発注内容以外の役務提供の要請や、自社商品・サービスの購入を促す行為も同様だ。仕入先の免税事業者が課税事業者に転換してインボイスを発行できるようになれば、発注側はこれまで通り仕入税額を

違法に当たる行為の5類型

- 取引対価の引下げ
- 商品・役務の成果物の受領拒否、返品
- 協賛金等の負担の要請等
- 購入・利用強制
- 取引の停止

されれば事業者名を公表される。いずれにしても違反が取り沙汰されれば事業者としての信頼は損なわれ、取引先や金融機関との関係維持が難しくなる事態は避けられない。今回の文書では、インボイス制度をきっかけとする仕入価格の引き下げに応じない免税事業者に対して、取引を停止する行為が違法になり得ると示している。

取引対価の引き下げを求めるとして、発注側が違法と見なされるケースもある。本来、取引価格は双方が納得した上で設定すれば法律上の問題になるものではない。ただし今回の文書では、再交渉が形式的なものに過ぎず、「免税事業者

控除できるが、新たに課税事業者となった仕入先と価格交渉する際には配慮が求められる。価格交渉に応じて一方的に単価を据え置くと、下請法の「買いたたき」に該当するという。

インボイス制度が導入される理由の一つに、免税事業者の手に消費税が残る「益税問題」の解消がある。しかし政府による免税事業者への「配慮」の結果、発注元の中

小事業者が消費税分の「肩代わり」を迫られている。免税事業者が課税事業者に転換するかどうかにかかわらず、発注側の中小事業者にとっては、事実上の「インボイス増税」となりそうだ。